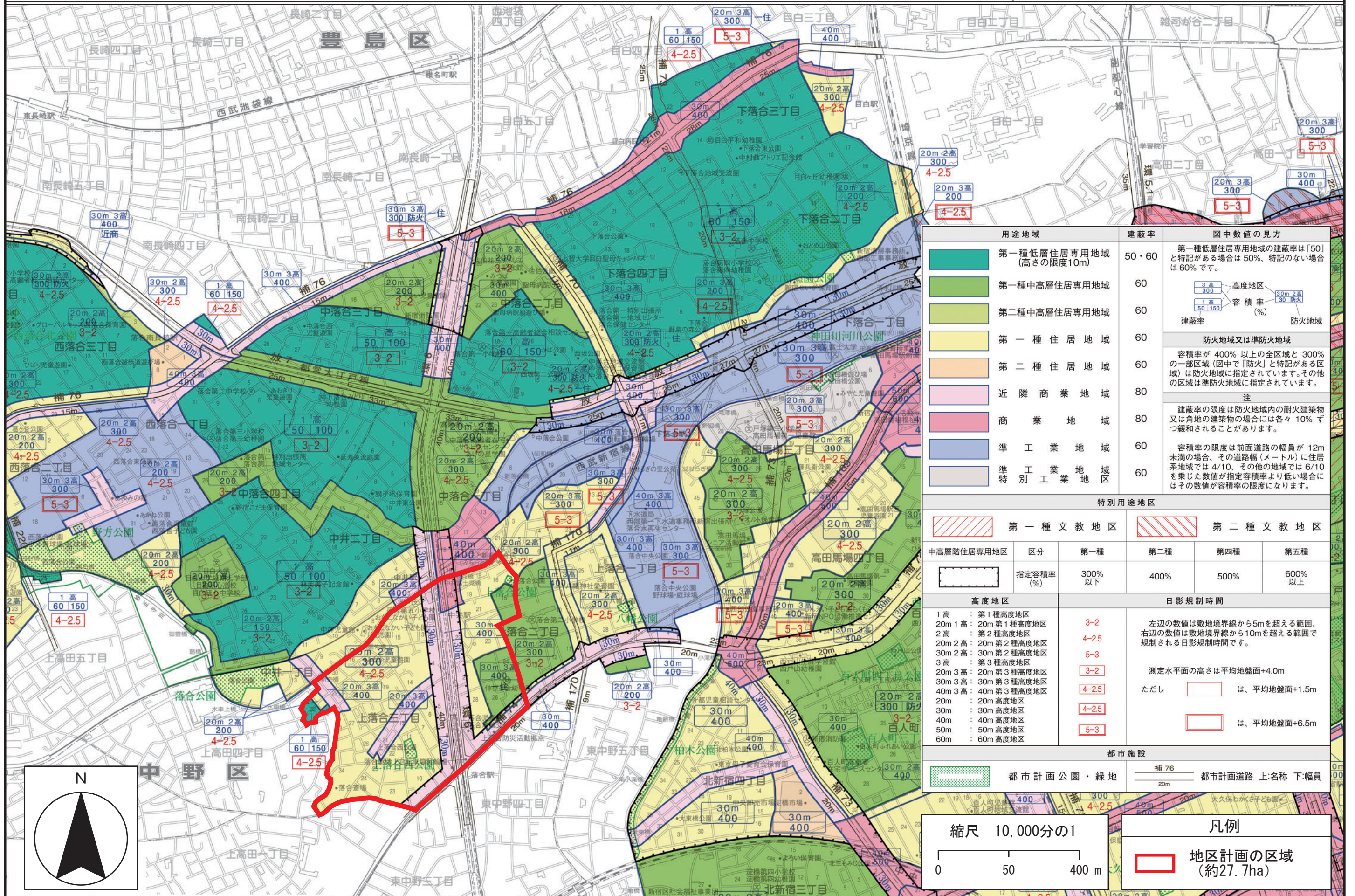


東京都計画地区計画 上落合中央・三丁目地区地区計画 総括図 [新宿区決定]

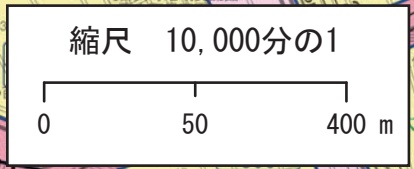


用途地域	建蔽率	図中数値の見方
第一種低層住居専用地域 (高さの限度10m)	50・60	第一種低層住居専用地域の建蔽率は「50」と特記がある場合は50%、特記のない場合は60%です。
第一種中高層住居専用地域	60	
第二種中高層住居専用地域	60	
第一種住居地域	60	<b>防火地域又は準防火地域</b> 容積率が400%以上の全区域と300%の一部区域(図中で「防火」と特記がある区域)は防火地域に指定されています。その他の区域は準防火地域に指定されています。
第二種住居地域	60	
近隣商業地域	80	注
商業地域	80	建蔽率の限度は防火地域内の耐火建築物又は角地の建築物の場合には各々10%ずつ緩和されることがあります。
準工業地域	60	容積率の限度は前面道路の幅員が12m未満の場合、その道路幅(メートル)に住居系地域では4/10、その他の地域では6/10を乗じた数値が指定容積率より低い場合にはその数値が容積率の限度になります。
準工業地域 特別工業地区	60	

特別用途地区					
	第一種文教地区		第二種文教地区		
	中高層階住居専用地域	区分	第一種	第二種	第四種
	指定容積率 (%)		300%以下	400%	500%
					600%以上

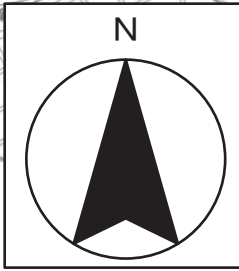
高度地区	日影規制時間
1高 : 第1種高度地区	左辺の数値は敷地境界線から5mを超える範囲、右辺の数値は敷地境界線から10mを超える範囲で規制される日影規制時間です。  測定水平面の高さは平均地盤面+4.0m ただし  は、平均地盤面+1.5m は、平均地盤面+6.5m
20m 1高 : 20m 第1種高度地区	
2高 : 第2種高度地区	
20m 2高 : 20m 第2種高度地区	
30m 2高 : 30m 第2種高度地区	
3高 : 第3種高度地区	
20m 3高 : 20m 第3種高度地区	
30m 3高 : 30m 第3種高度地区	
40m 3高 : 40m 第3種高度地区	
20m : 20m 高度地区	
30m : 30m 高度地区	
40m : 40m 高度地区	
50m : 50m 高度地区	
60m : 60m 高度地区	

都市施設	
	都市計画公園・緑地
	都市計画道路 上:名称 下:幅員

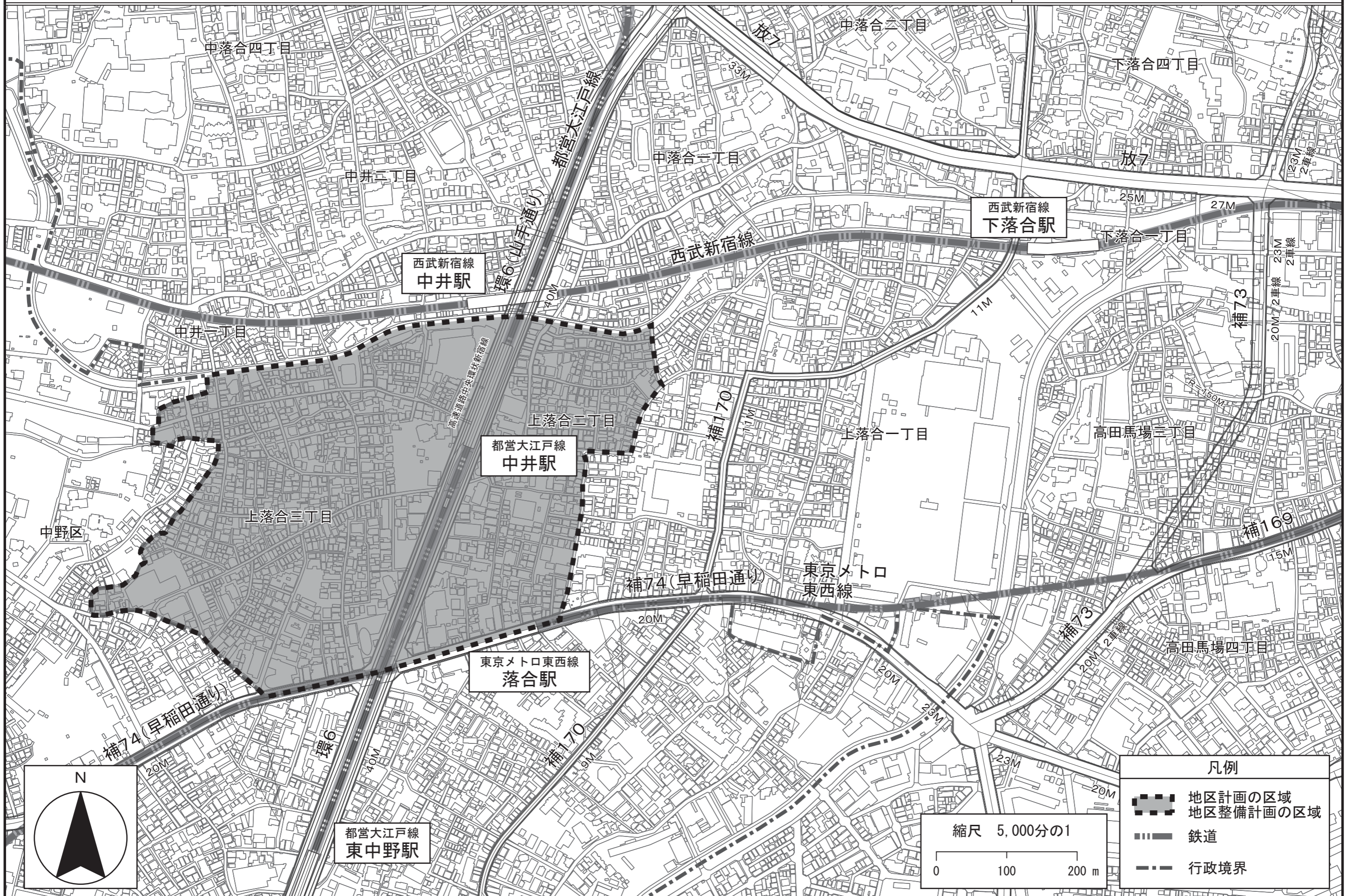


凡例

地区計画の区域 (約27.7ha)



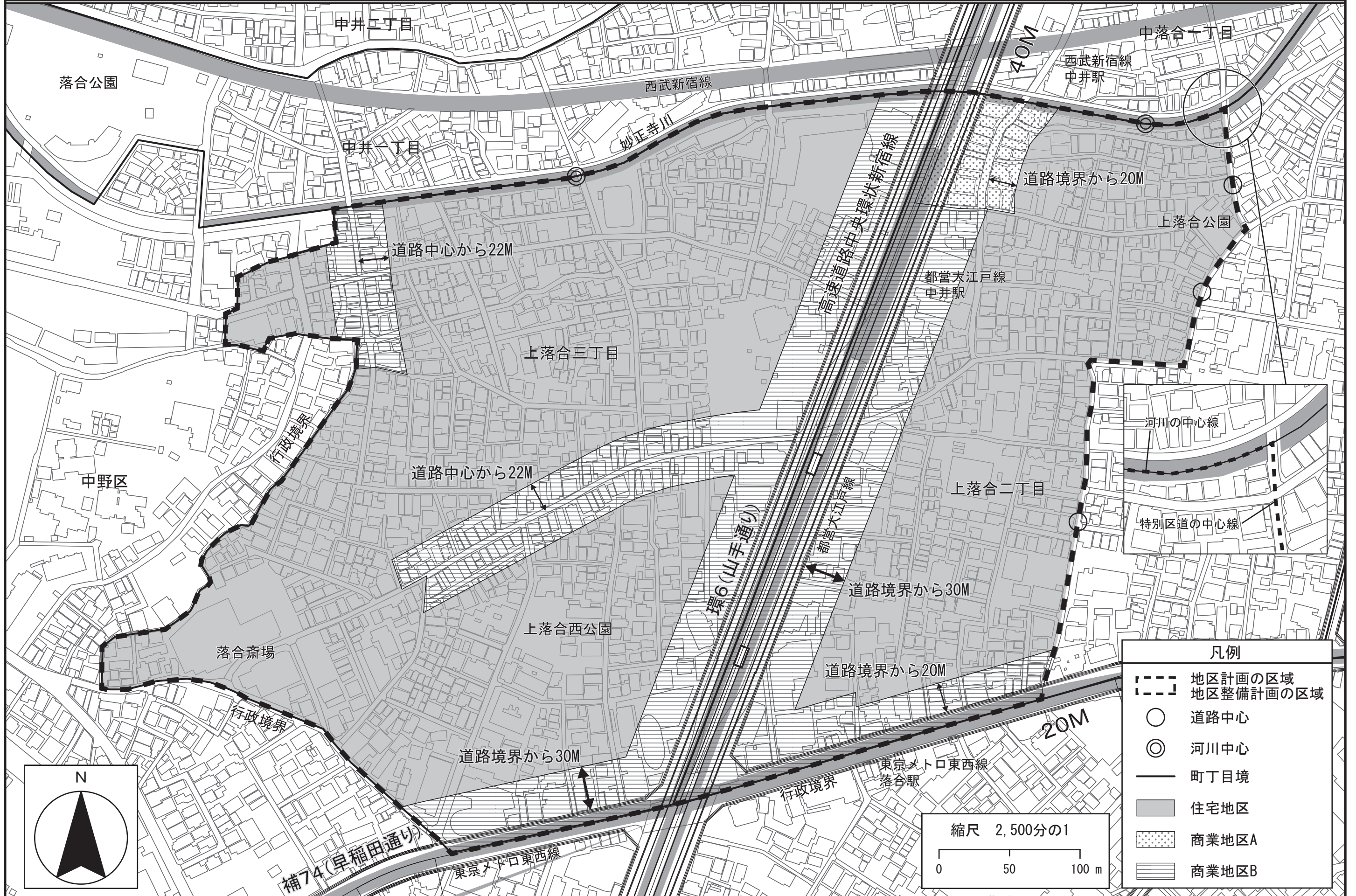
東京都市計画地区計画 上落合中央・三丁目地区地区計画 位置図 [新宿区決定]



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。

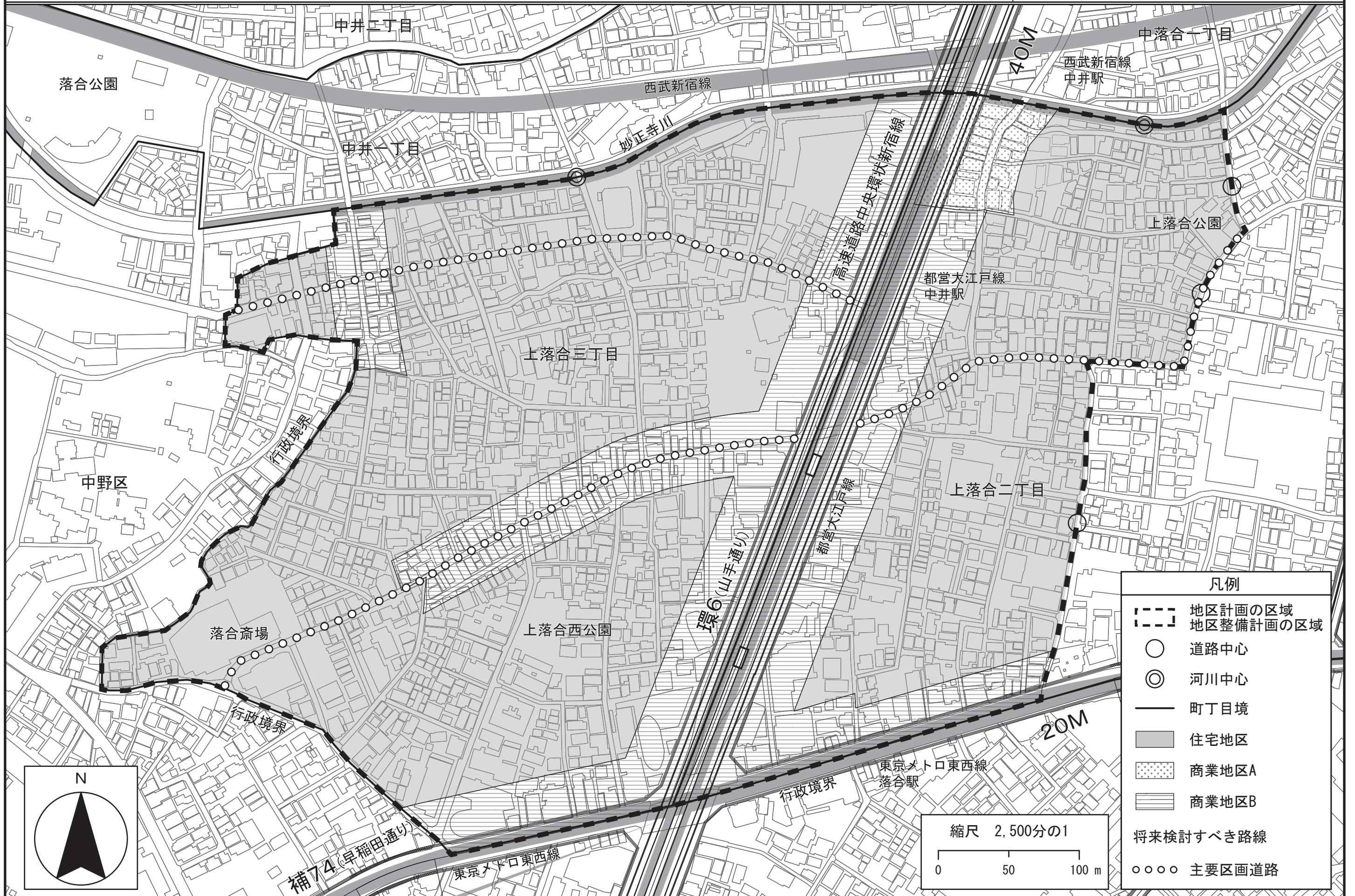
(承認番号) 30 都市基交著第 6 号 平成 30 年 4 月 19 日  
 30 都市基交都第 4 号 平成 30 年 4 月 25 日  
 30 都市基街都第 7 号 平成 30 年 4 月 19 日

東京都計画地区計画 上落合中央・三丁目地区地区計画 計画図 [新宿区決定]

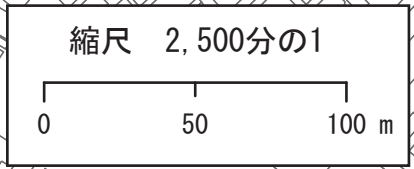


(承認番号) 30 都市基交著第 6 号 平成 30 年 4 月 19 日  
 30 都市基交都第 4 号 平成 30 年 4 月 25 日  
 30 都市基街都第 7 号 平成 30 年 4 月 19 日

東京都計画地区計画 上落合中央・三丁目地区地区計画 方針付図 [新宿区決定]



凡例	
	地区計画の区域
	地区整備計画の区域
	道路中心
	河川中心
	町丁目境
	住宅地区
	商業地区A
	商業地区B
	将来検討すべき路線
	主要区画道路



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。

(承認番号) 30 都市基交著第 6 号 平成 30 年 4 月 19 日  
 30 都市基交都第 4 号 平成 30 年 4 月 25 日  
 30 都市基街都第 7 号 平成 30 年 4 月 19 日